

令和5・6年度弟子屈町入札参加資格申請（指名願い）について

1 申請様式

- (1) 建設工事等請負・設計等委託 ⇒ 北海道市町村統一様式
- (2) 物品・役務 ⇒ 弟子屈町独自様式、希望別分類表（道様式も可。ただし分類番号は弟子屈町の番号を使用）

※ 添付書類は、別紙申請書類一覧のとおり。不足書類があった場合には受理しないことがあります。

※ 添付書類はコピー可

2 受付期間及び受付方法

- (1) 期 間 令和5年1月23日（月）から令和5年2月17日（金）まで
（土曜・日曜・祝日を除く）
- (2) 受付時間 9時30分から16時30分まで
- (3) 受付方法 持参及び郵送による受付（郵送は2月17日消印有効）
新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限り郵送での提出をお願いいたします。

3 提出先

〒088-3292
北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町役場 総務課 総務係
TEL 015-482-2912

4 申請ができない者

次の各号のいずれかに該当する者は競争入札参加資格審査を申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は同条第2項各号のいずれか（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提出書類で定める税を滞納している者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- (4) 審査基準日（令和5年1月1日）の直前1年間において決算による実績高がない者

5 資格要件

契約の種類	資格及び要件等
(1) 建設工事等	<p>ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を受けており、令和 5 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p> <p>イ 建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査において総合評定値の通知（審査基準日：令和 3 年 5 月 31 日以降）を受けていること。</p> <p>ウ 経営事項審査において雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」または「適用除外」となっていること。</p>
(2) 設計、測量、地質調査等	<p>ア 建築設計については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築事務所の登録を受けてから、令和 5 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p> <p>イ 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）による登録を受けてから、令和 5 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p> <p>ウ 測量については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による登録を受けてから、令和 5 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p> <p>エ 地質調査については、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示 718 号）による登録を受けてから、令和 5 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p>
(3) 物品の購入、製造の請負、借受け及び役務の提供並びに物品の売払い	<p>ア 令和 5 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p>

6 その他

- ・ 郵送による申請において、**受理票の返信を希望する場合は必ず返信用封筒（84 円切手貼付）を同封してください。**
- ・ 指名願いの申請に関するお問い合わせは、**電話にて総務課総務係が受付いたします。**尚、**メールでの問い合わせはご遠慮願います。**

申請書類一覧

(○印は提出を要する)

内 訳 区 分	工事の請負・設計・測量地質調査の契約関係	物件の製造の請負、物件の販売及び買入れ並びにその他の契約関係	備 考
入札参加資格申請書	○	○	
入札参加資格申請書付票	○		
希望別分類表		○	
誓約書（暴力団排除関係）	○	○	
登記事項証明書	○	○	個人の場合は市区町村長が発行する営業証明書（令和4年10月1日以降に発行されたもの）
工事経歴集計表	○		
工事（事業）経歴書	○		
技術者名簿	○	○	物品・役務等については法による有資格者を設置しなければならないもの
納税（完納）証明書	○	○	町外業者（国税・都道府県税） 町内業者（国・道・町税） ※町内業者については代表者個人の分（町税のみ）も必要 ※領収書の写しは不可 ※コピー可 ※消費税及び地方消費税の証明書も必要 ※国税：法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 ※道税：法人道民税、法人事業税等
経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写）	○ （工事のみ）※		
代表者身元証明書	○	○	個人の場合のみ必要（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書：令和4年10月1日以降に発行されたもの）
建設業許可通知書、許可申請書別表、登録通知書及び現況報告書の写又は当該証明書	○	○	工事業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業、建設設計業
建設業退職金共済組合等の加入が証明できるもの	○ （工事のみ）		
年間委任状	○	○	
許可証・認可書又は登録書		○	許可、認可又は登録を必要とする営業にあつては許可、認可又は登録を受けたことを証明する書類（写し等でも可とする）
財務諸表（申請直前1年度決算のもの）	○	○	個人営業の場合は収支計算書
代理店（特約店）証明書		○	
取引実績表		○	過去1年間の官公庁との取引実績（任意様式による）

※「2 申請に必要な資格及び要件等(1)ウ」に示す、経営規模等評価結果通知書の「雇用保険加入の有無」若しくは「健康保険及び厚生年金保険の加入の有無」の欄が「無」になっている事業者は、証明書類（社会保険料の領収書（写）、事業所の設置届又は加入義務がないことの申出書）を提出願います。